

障害者を労働者として雇用する事業主の方へ

障害者雇用納付金制度に基づく

各種助成金のご案内

この助成金制度における「労働者」とは、1週間の所定労働時間が20時間以上の者（精神障害者にあつては、1週間の所定労働時間が15時間以上の者）をいいます。

また、「短時間労働者」とは、「労働者」のうち1週間の所定労働時間が30時間未満である労働者をいいます。

目 次

1. 障害者雇用納付金制度に基づく助成金とは…………… P1
2. 認定申請から支給決定までの手続きの概要…………… P1
3. 助成金の受給にあたっての留意点…………… P1
4. 障害者雇用納付金制度に基づく助成金一覧…………… P2～5
5. 助成金制度の対象となる障害者について…………… P6
6. 個人情報の保護…………… P6
7. 各種注意事項等…………… P7



障害者雇用納付金制度に基づく助成金とは

障害者を労働者として雇用するにあたっては、障害者各人の能力と適性が発揮されるよう、作業施設や作業設備等の整備や設置を必要とすることが少なくありません。また、障害者の能力開発や適切な雇用管理を行うために特別な措置の実施が必要となることもあります。障害者の雇用義務を誠実に守っている企業とそうでない企業とで生じる経済的負担のアンバランスを「障害者雇用納付金制度」で調整しているところですが、一方その雇用した障害者の障害特性によりそれ以上の経済負担が生ずる場合に納付金を財源として予算の範囲内で障害者雇用納付金制度に基づく助成金（以下「助成金」）の支給を行っています。障害者の個々人の障害による課題克服のための施設・設備の整備等や特別な措置を行う場合に、その費用の一部を助成し、障害者の雇用の促進や雇用の継続を図ることを目的とするものです。

認定申請から支給決定までの手続きの概要

受給資格認定申請の手続き

- (1) 助成金を受けようとする事業主または社会福祉法人等（以下「事業主等」）は、定められた期間内に、**障害者助成金受給資格認定申請書**および助成金ごとに定められている**添付書類**を機構に提出します。提出窓口は、申請に係る事業所が所在する都道府県の高齢・障害者雇用支援センター（当機構地域障害者職業センター雇用支援課（東京、大阪は窓口サービス課）の通称。以下同じ。）（注）となります。

平成 24 年度から一部の助成金について「企画競争型認定」を導入しております。詳しくは機構ホームページをご覧ください。

なお、職場適応援助者助成金の第 1 号職場適応援助者助成金については、申請に係る社会福祉法人等が所在する都道府県の地域障害者職業センター（職業リハビリテーション業務を実施する機構の組織。以下「地域センター」）を経由して、**障害者助成金受給資格認定申請書**および**添付書類**を提出していただきます。

※ 高齢・障害者雇用支援センター及び地域センターの連絡先については、機構ホームページにてご確認ください。

(注) 高齢者等の雇用に関する相談・援助、助成金・奨励金の支給申請の受付、障害者雇用納付金制度に基づく申告・申請の受付、障害者雇用に関する講習・情報提供、啓発活動等の業務を実施しています。

- (2) 助成金の受給資格の審査結果は、**助成金受給資格認定通知書**または**助成金受給資格不認定通知書**により、事業主等に通知します。
- (3) 助成金の受給資格の認定にあたり、支給請求書を一定期間内に提出すること、その他機構が必要と定める事項を遵守することを認定の条件とします。

支給請求の手続き

- (1) 受給資格の認定を受け、助成金の支給を受けようとする事業主等は、定められた期間内に、**障害者助成金支給請求書**及び助成金ごとに定められた**添付書類**を機構に提出します。提出窓口は、高齢・障害者雇用支援センターとなります。なお、職場適応援助者助成金の第 1 号職場適応援助者助成金については、請求に係る社会福祉法人等が所在する都道府県の地域センターを経由して、**障害者助成金支給請求書**及び**添付書類**を提出していただきます。
- (2) 助成金の支給請求の審査結果は、**助成金支給決定通知書**または**助成金不支給決定通知書**により請求事業主等に通知します。なお、助成金は請求事業主等が指定する金融機関の口座に機構から振り込みます。
- (3) 助成金の支給にあたり、支給に係る施設等を一定期間以上支給対象障害者のために使用することなど、機構が必要と定める事項を遵守することを支給の条件とします。

助成金の受給にあたっての留意点

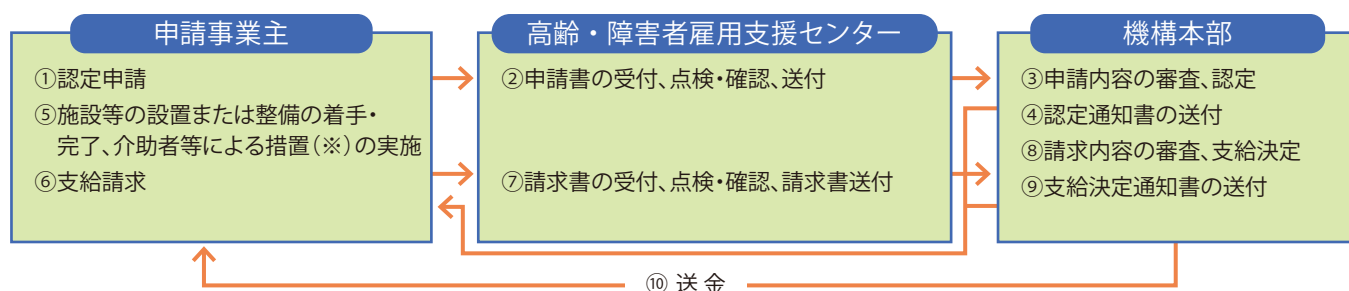
助成金の支給要件等

このリーフレットには、それぞれの助成金の概要を掲載していますが、このほか助成金ごとに支給に係る要件や申請の期限等が定められていますので、詳細は高齢・障害者雇用支援センター（職場適応援助者助成金の第 1 号職場適応援助者助成金は、機構障害者助成部または地域センター）にお問い合わせください。

助成金の返還

- ・偽り、その他不正の行為により助成金の支給を受けた事業主等に対しては、延滞金を賦し返還を求めることとなります。
- ・申請書等の記載事項を確認するため、必要に応じて追加の書類の提出または提示を求めることがあります。また、添付書類に契約書（写）等がある助成金については、当該契約書等の相手側に対して直接質問することがあります。なお、これらの確認にご協力が得られず、支給要件に照らして申請書等の内容に疑義が認められるときは、助成金を支給できないことがあります。
- ・支給の条件に違反した場合または助成金を受給した事業主等の責めに帰すべき事由がある場合には、受給した助成金の一部または全部を返還していただきます。

手続きの流れ図（高齢・障害者雇用支援センターを経由する助成金の場合）



(※) この場合の「着手」とは設置又は整備の発注・契約をいい、「完了」には代金の支払いの完了も含まれます。また、介助者等による措置の実施には、「措置」に要した費用の支払いも含まれます。

障害者雇用納付金制度に基づく助成金一覧

障害者作業施設設置等助成金（作業施設、作業設備等の整備等を行う事業主の方への助成金）

障害者を労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主が、その障害者が障害を克服し、作業を容易に行うことができるよう配慮された作業施設、就労を容易にするために配慮されたトイレ、スロープ等の附帯施設もしくは作業を容易にするために配慮された作業設備（以下「作業施設等」）の設置または整備を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。

助 成 金	対象となる障害者	助成率	限 度 額	支給期間
①第1種作業施設設置等助成金 ○作業施設、作業設備等の設置または整備	・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・中途障害者	2 / 3	・障害者1人につき450万円 （作業施設、附帯施設、作業設備の合計） ※作業設備の場合 障害者1人につき150万円 （中途障害者の場合は1人につき450万円） ・短時間労働者（重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者を除く）である場合の限度額は1人につき上記の半額 （1事業所あたり一会計年度につき合計4,500万円）	3年間
②第2種作業施設設置等助成金 ○作業施設、作業設備等の賃借	※上記の障害者である在宅勤務者		・障害者1人につき月13万円 ※作業設備の場合 障害者1人につき月5万円 （中途障害者の場合は1人につき13万円） ・短時間労働者（重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者を除く）である場合の限度額は1人につき上記の半額	

〔注〕認定申請書の提出期限：①の助成金…作業施設等設置・整備に係る契約（発注）日の前日の2ヵ月前まで
②の助成金…作業施設等の賃貸借契約日の翌日の3ヵ月後まで
※申請受理期間は、当機構ホームページ等でご確認ください。

障害者福祉施設設置等助成金（福利厚生施設の整備等を行う事業主の方への助成金）

障害者を労働者として継続して雇用している事業主またはその事業主が加入している事業主団体が、障害者である労働者の福祉の増進を図るため、障害者が利用できるよう配慮された保健施設、給食施設、教養文化施設等の福利厚生施設（以下「福祉施設等」）の設置または整備を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。

対象となる障害者	助成率	限 度 額
・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・中途障害者 ※上記の障害者である在宅勤務者	1 / 3	・障害者1人につき225万円 ・短時間労働者（重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者を除く）である場合の限度額は1人につき上記の半額 （1事業所または事業主の団体1団体あたり一会計年度につき合計2,250万円）

〔注〕認定申請書の提出期限：福祉施設等の設置・整備に係る契約（発注）日の前日の2ヵ月前までの申請受理期間
※申請受理期間は、当機構ホームページ等でご確認ください。

障害者介助等助成金（雇用管理のために必要な介助等の措置を行う事業主の方への助成金）

重度身体障害者、知的障害者、精神障害者または就職が特に困難と認められる身体障害者を労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主が、障害の種類や程度に応じた適切な雇用管理のために必要な介助等の措置を実施する場合に、その費用の一部を助成するものです。

助 成 金	対象となる障害者	助成率	限 度 額	支給期間
①重度中途障害者等職場適応助成金 ○中途障害者の職場復帰を促進するための職場適応措置の実施	・中途障害者である重度身体障害者 ・中途障害者である45歳以上の身体障害者 ・中途障害者である精神障害者 ※上記の障害者である在宅勤務者	3 / 4	・障害者1人あたり 月3万円 （短時間労働者にあつては月2万円）	3年間
②職場介助者の配置または委嘱助成金 ○事務的業務に従事する視覚障害者、四肢機能障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の配置または委嘱 ○事務的業務以外に従事する視覚障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の委嘱	・2級以上の視覚障害者 ・2級以上の両上肢機能障害及び2級以上の両下肢機能障害を重複する者 ・3級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害及び3級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害を重複する者 ※上記の障害者である在宅勤務者		・配置1人 月15万円 ・委嘱1人 1回1万円 年150万円まで ・委嘱1人 1回1万円 年24万円まで	10年間
③職場介助者の配置または委嘱の継続措置に係る助成金 ○事務的業務に従事する視覚障害者、四肢機能障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の配置または委嘱の継続 ○事務的業務以外に従事する視覚障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の委嘱の継続	※上記の障害者である在宅勤務者	2 / 3	・配置1人 月13万円 ・委嘱1人 1回9千円 年135万円まで ・委嘱1人 1回9千円 年22万円まで	5年間

助 成 金	対象となる障害者	助成率	限 度 額	支給期間
④手話通訳担当者の委嘱助成金 ○聴覚障害者の雇用管理に必要な手話通訳担当者の委嘱	・3級の聴覚障害者 ・2級の聴覚障害者	3 / 4	・委嘱1人 1回 6千円 年28万8千円まで (障害者9人までの場合)	10年間
⑤健康相談医師の委嘱助成金 ○障害者の健康管理に必要な医師の委嘱	・4級以上の内部障害者 ・3級以上のせき髄損傷による肢体不自由者 ・てんかん性発作を伴う知的障害者 ・精神障害者 ・6級以上の網膜色素変性症、糖尿病性網膜症、緑内障等による視覚障害者		・委嘱1人 1回 2万5千円 障害者の障害の区分ごとに 委嘱1人年30万円まで	
⑥職業コンサルタントの配置または委嘱助成金 ○障害者の雇用管理のために必要な職業コンサルタントの配置または委嘱	・重度身体障害者 ・3級または4級の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害者 ・3級または4級の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・上記の障害者である在宅勤務者 ・3級の下肢障害者である在宅勤務者 ・3級の体幹機能障害者である在宅勤務者 ・3級の内部障害者である在宅勤務者 ※対象障害者5人以上のための配置または委嘱であることが必要		・配置1人 月 15万円 ・委嘱1人 1回 1万円 年150万円まで	
⑦在宅勤務コーディネーターの配置または委嘱助成金 ○在宅勤務障害者の雇用管理及び業務管理の業務を担当する在宅勤務コーディネーターの配置または委嘱	・身体障害者である在宅勤務者 ・知的障害者である在宅勤務者 ・精神障害者である在宅勤務者		・配置 障害者1人あたり月5万円 (在宅勤務コーディネーター1人あたり月25万円まで) ・委嘱 障害者1人あたり1回3千円 (在宅勤務コーディネーター1人あたり年225万円まで) ・在宅勤務障害者の雇用管理・業務管理制度の設計及び就業規則等の諸規程の整備 初回に限り10万円(支給は1回を限度)	

[注] 認定申請書の提出期限：①の助成金…職場復帰日の翌日から3ヵ月後まで
②、④、⑤、⑥、⑦の助成金…配置または委嘱する日の前日まで
③の助成金…②の助成金の支給期間の終了する日の前日まで

職場適応援助者助成金 (障害者に対する職場適応援助者による援助の事業を行う社会福祉法人等または自社の事業所に職場適応援助者を配置し、雇用する障害者に対する援助を実施する事業主の方への助成金)

職場適応援助者による援助を受けなければ、事業主による雇入れまたは雇用の継続が困難と認められる障害者に対して、職場に適応することを容易にするため、職場適応援助者（機構が行う研修（※）または厚生労働大臣が定める研修（以下「研修」）を修了し、援助の実施に関し必要な相当程度の経験および能力を有すると認められる者）を障害者を雇用する事業所に派遣して、援助を実施する社会福祉法人等または自社の事業所に職場適応援助者を配置し、雇用する障害者に対する援助を実施する事業主に対して、その費用の一部を助成するものです。

※機構の障害者職業総合センターや地域センターが行う職場適応援助者の養成のための研修として行う職場適応援助者養成研修または職場適応援助者支援スキル向上研修

助 成 金	対象となる障害者	助成率	限 度 額	支給期間
①第1号職場適応援助者助成金 ○次の主な要件を満たす社会福祉法人等による援助の事業 ・法人格を有していること ・定款または寄付行為において障害者の雇用の促進に係る事業等、就労支援を実施することが規定されていること ・定められた研修を修了した者であって、法人が雇用している者または法人の代表者もしくは役員を職場適応援助者として配置していること ・障害者雇用に係る支援の実績があること ・地域センターとの業務連携関係があること	・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・発達障害者 ・その他、第1号職場適応援助者による援助を行うことが特に必要であると機構が認める障害者		・援助の事業を実施した日数1日につき14,200円（1日につき3時間に満たない場合は7,100円）（第1号職場適応援助者1人につき月284千円まで） ・雇用前支援において協力事業主に支払った費用相当額1日につき2,500円（支援対象となる障害者1人につき月5万円まで） ・研修の受講に係る旅費相当額または機構が別に定める限度額のいずれか低い額（研修修了後6ヵ月を超えて援助の事業を開始しない場合は不支給）	援助期間中 1人あたり 1回につき 1年8ヵ月 限度

助 成 金	対象となる障害者	助成率	限 度 額	支給期間
②第2号職場適応援助者助成金 ○雇用する障害者の職場適応援助を行うため第2号職場適応援助者を配置	・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・発達障害者	3 / 4	・配置1人 月15万円	支援期間 1人あたり 1回につき 6カ月 (累積12カ月) 限度

〔注〕認定申請書の提出期限：①及び②の助成金…原則として、職場適応援助者の配置の前日まで。ただし、職場適応援助者として配置しようとする者が認定申請の時点において研修の受講を修了しておらず、その者に機構が行う研修を受講させようとする場合については、当該研修を受講させる日の1カ月前まで。

重度障害者等通勤対策助成金（通勤を容易にするための措置を行う事業主の方への助成金）

重度身体障害者、知的障害者、精神障害者または通勤が特に困難と認められる身体障害者を労働者として雇い入れるまたは継続して雇用する事業主、またはこれらの重度障害者等を雇用している事業主を構成員とする事業主団体が、これらの者の通勤を容易にするための措置を行う場合にその費用の一部を助成するものです。

助 成 金	対象となる障害者	助成率	限 度 額	支給期間
①住宅の新築等助成金 ○対象障害者用に特別な構造または設備を備えた住宅の新築・増築・改築・購入（事業主団体を含む）			・世帯用 1戸につき 1,200万円 ・単身者用 1人につき 500万円 (1事業所につき 5,000万円が限度)	
②住宅の賃借助成金 ○対象障害者用の住宅の賃借			・世帯用 月10万円 ・単身者用 月6万円	
③指導員の配置助成金 ○対象障害者用住宅への指導員の配置（事業主団体を含む）	・重度身体障害者 ・3級の体幹機能障害者 ・3級の視覚障害者 ・3級または4級の下肢障害者 ・3級または4級の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害者		・配置1人 月15万円	10年間
④住宅手当の支払助成金	・5級の下肢障害、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害のいずれか2つ以上重複する者		・障害者1人 月6万円	
⑤通勤用バスの購入助成金 ○対象障害者のための通勤用バスの購入（事業主団体を含む）	・知的障害者 ・精神障害者		・バス 1台 700万円	
⑥通勤用バス運転従事者の委嘱助成金 ○対象障害者のための通勤用バスの運転に従事する者の委嘱（事業主団体を含む）	※「③指導員の配置」 「⑤通勤用バスの購入」 「⑥通勤用バスの運転従事者の委嘱」	3 / 4	・委嘱1人 1回 6,000円	10年間
⑦通勤援助者の委嘱助成金 ○対象障害者の通勤を容易にするために指導、援助等を行う通勤援助者の委嘱	※「⑦通勤援助者の委嘱」 対象障害者が継続雇用者の場合は、通勤経路の変更を余儀なくされた場合であることが必要		・委嘱1人 1回 2,000円 ・交通費 1認定 3万円	1月間
⑧駐車場の賃借助成金 ○自ら運転する自動車により通勤することが必要な対象障害者に使用させるための駐車場の賃借			・障害者1人 月5万円	10年間
⑨通勤用自動車の購入助成金 ○自ら運転する自動車により通勤することが必要な対象障害者に使用させるための通勤用自動車の購入	・2級以上の上肢障害者 ・2級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害者 ・3級以上の体幹機能障害者 ・3級以上の内部障害者 ・4級以上の下肢障害者 ・4級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害者 ・5級の下肢障害、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害のいずれか2つ以上重複する者		・購入 1台 150万円 (1級または2級の両上肢障害者の場合は1台250万円)	

〔注〕認定申請書の提出期限：①、⑤、⑨の助成金…新築・改修・購入等に係る契約（発注）日の前日の2カ月前までの申請受理期間

※申請受理期間は、当機構ホームページ等でご確認ください。

②、⑧の助成金…住宅、駐車場の賃貸借契約日の翌日の3ヵ月後まで

③、⑥、⑦の助成金…配置または委嘱する日の前日まで

④の助成金…住宅手当を初めて支払った日の翌日の3ヵ月後まで

重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金（障害者を多数雇用し施設等の整備等を行う事業主の方への助成金）

重度身体障害者、知的障害者または精神障害者を労働者として多数継続して雇用し、かつ、安定した雇用を継続することができると認められる事業主で、これらの障害者のために事業施設等の整備等を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。

助 成 金	対象となる障害者	助成率	限 度 額	支給期間
○対象障害者のための事業施設等の設置または整備	・重度身体障害者 ・知的障害者（重度でない知的障害者である短時間労働者を除く） ・精神障害者	2 / 3 特例 3 / 4	・1 認定 5 千万円（特例 1 億円） （同一事業所に対する支給額との合計額は 1 億円を限度）	
※利息助成 ○上記の事業施設等の設置または整備に要する費用に充てるため、銀行または信用金庫から資金を借入	※対象障害者を 1 年以上継続して 10 人以上雇用し、雇用労働者数に占める対象障害者数の割合が 2 / 10 以上であることが必要			5 年間

※認定申請書の提出期限および申請受理期間は、当機構ホームページ等で確認ください。

障害者能力開発助成金（能力開発訓練事業を行う事業主等の方や能力開発訓練を受講させる事業主の方々への助成金）

障害者の職業に必要な能力を開発し、向上させるための能力開発訓練事業を行う事業主やその団体または社会福祉法人等が、能力開発訓練のための施設・設備の整備等を行う場合、その同事業を運営する場合、障害者である労働者を雇用する事業主がその障害者である労働者に障害者能力開発訓練を受講させる場合、および障害者をグループにして事業所で就労することを通じて労働者として雇用されるための教育訓練の事業を実施する場合に、その費用の一部を助成するものです。

助 成 金	対象となる障害者	助成率	限 度 額	支給期間
①第 1 種（施設設置） ○能力開発訓練のための施設等の設置または整備			・2 億円	
②第 1 種（施設・設備更新） ○過去に支給対象となった施設・設備に係る施設の改善、設備の更新	・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者	4 / 5	・5 千万円	
③第 2 種（運営費） ○障害者能力開発訓練事業の運営費	※第 3 種（受講）は、上記障害者である労働者が第 2 種（運営費）を受けている施設で訓練を受講させる場合に支給	3 / 4 特例 4 / 5	・受講生 1 人 月 16 万円 （特例 受講生 1 人 月 17 万円）	訓練期間中
④第 3 種（受講）			・受講生 1 人 月 8 万円	受講期間中
⑤第 4 種（グループ就労訓練請負型） ○社会福祉法人等が企業から業務を請け負い、障害者のグループに企業内で就労を通じた訓練を受講させ、雇用率の対象となる労働者への移行を促進する事業	・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 } である障害者のグループ (1 ユニットは 3 人以上 5 人以下)	3 / 4	・訓練担当者 1 人 月 24 万円 (1 事業主につき 2 ユニットを限度) ・協力事業主に支払った費用相当額 1 日 2,500 円（月 5 万円まで） 訓練後、雇用率対象となる労働者へ移行した者がいる場合に継続受給が可能	
⑥第 4 種（グループ就労訓練雇用型） ○障害者のグループを雇用する事業主の事業所において、障害者のグループが就労することを通じて、当該事業主に雇用率の対象となる労働者として雇用されるための事業	・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 } である障害者のグループ (1 ユニットは 3 人以上 5 人以下)		・配置 訓練担当者 1 人 月 25 万円 ・委嘱 訓練担当者 1 回 1 万 5 千円（年 250 万円まで） 訓練後、事業実施主体の事業主において雇用率対象となる労働者へ移行した者がいる場合に継続受給が可能	
⑦第 4 種（グループ就労訓練派遣型） ○事業主等が、派遣先事業主として、障害者である派遣労働者のグループを受け入れ、派遣先事業所において、指導員の下、訓練を行い雇用率の対象となる労働者への雇用を促進する事業	・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 } である障害者のグループ (1 ユニットは 3 人以上 5 人以下)	4 / 5	・配置 訓練担当者 1 人 月 25 万円 ・委嘱 訓練担当者 1 回 1 万 5 千円（年 250 万円まで） 訓練後、いずれかの事業主において雇用率対象となる労働者へ移行した者がいる場合に継続受給が可能	
⑧第 4 種（グループ就労訓練職場実習型） ○特別支援学校の高等部第 3 学年の生徒である障害者のグループが、事業主の事業所において職場実習を行うことを通じて、当該事業主に雇用率の対象となる労働者として雇用されるための事業	特別支援学校の高等部 3 年生である障害者のグループ(1 ユニットは 1 人以上 5 人以下) ・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者		・雇用率対象となる労働者として雇用された者がいる場合、実習 1 日につき 2,500 円（月 5 万円まで）	

助成金制度の対象となる障害者について

「対象となる障害者」の範囲は次のとおりです。

- (1) **身体障害者**とは、原則として身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号身体障害者障害程度等級表（以下「障害等級表」）の障害等級が 1 級から 6 級までに掲げる身体上の障害がある者及び 7 級に掲げる身体上の障害が 2 以上重複している者をいいます。なお、重度の身体障害を有する重度身体障害者の範囲は、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」）施行規則別表第 1 に該当する者で、障害等級表の 1 級または 2 級に該当する身体障害を有する者および身体障害を 2 以上重複して有することにより、障害等級表の 2 級に相当する身体障害を有するものと認められる者をいいます。
- (2) **知的障害者**とは、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医または法第 19 条第 1 項の障害者職業センター（以下「知的障害者判定機関」）により知的障害があると判定された者をいいます。なお、知的障害の程度が重い重度知的障害者の範囲は、知的障害者判定機関により知的障害の程度が重いと判定された者をいいます。
- (3) **精神障害者**とは、法第 2 条第 6 号に規定する精神障害者であって、次のイ及びロに掲げる者で症状が安定し、就労が可能な状態にあるものをいいます。
 - イ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - ロ 統合失調症、そううつ病またはてんかんにかかっている者（イに掲げる者に該当する者を除きます。）
 - なお、ロに掲げる者にあつては、次の(イ)から(ロ)のいずれかに掲げる者をいいます。
 - (イ)公共職業安定所の紹介に係る者
 - (ロ)当該事業主の事業所において精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 50 条の 3 に規定する精神障害者社会適応訓練を受けた者
 - (ハ)障害者職業センターにおける職場復帰（労働者が精神障害者となった後当該労働者が精神障害者となった時に雇用している事業主の事業所において就労することをいいます。）のための職業リハビリテーション措置を受けている者

注）障害者介助等助成金のうち重度中途障害者等職場適応助成金の対象となる中途障害者である精神障害者は、上記精神障害者のうちロ(イ)に掲げる者に限ります。
- (4) **中途障害者**とは、労働者のうち、支給対象事業主に雇用された後に、身体障害者となった者（身体障害者にあつては、異なる身体障害を有することとなった者または身体障害の程度が重くなった者を含みます。）および精神障害者となった者であつて、職場復帰（当該労働者が障害者となったときに雇用している事業主の事業所において就労することをいいます。）を行うものをいいます。
- (5) 上記(1)から(4)に掲げる障害者である **在宅勤務者**とは、労働者であつて、その労働日の全部または大部分を当該事業所に通勤することなく自宅において業務に従事する者をいいます。この場合、在宅勤務者は事業主との間に雇用関係が明確に認められるものであつて、在宅勤務者の業務内容、指揮命令系統、就業内容等の要件をすべて満たしていることが必要となります。
- (6) **発達障害者**とは、「発達障害者支援法」第 2 条第 2 項に規定する発達障害者をいいます。

個人情報の保護

助成金の申請のために支給対象障害者等の個人情報を取得、利用および機構に提供するにあたっては、個人情報保護の観点から、「個人情報の保護に関する法律」に従うとともに、厚生労働省の策定した「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」（厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaisha01/pdf/syuuchi01.pdf>）に準じて、以下の取扱いをしてください。

- (1) 助成金の申請のために、新たに、障害者であること、障害者手帳等の所持、障害の状況等を把握・確認し、その個人情報を機構に提供する場合には、本人に照会するにあたり、助成金の申請のために用いる等の利用目的等を明示し、同意を得てください。
- (2) 助成金の申請以外の目的（障害者雇用状況報告、他の助成金の申請など）で取得した個人情報を、助成金等の申請のために機構に提供するにあたっては、助成金の申請のために用いる等の利用目的等を明示し、同意を得てください。
- (3) 上記(1)または(2)の同意を得るにあたり、明示すべき事項は以下のとおりです。
 - ① 助成金の申請のために機構に提供するという利用目的
 - ② ①の申請等に必要な個人情報の内容
 - ③ 助成金の支給請求が複数回にわたる場合は、原則としてすべての支給請求において利用するものであること
 - ④ 助成金の支給にあたり、機構から照会、調査等があった場合は、個人情報を提供する場合があること
 - ⑤ 利用目的の達成に必要な範囲内で、障害等級の変更や精神障害者保健福祉手帳の有効期限等について確認を行う場合があること
 - ⑥ 障害者手帳等を返却した場合、または障害等級の変更があった場合は、その旨人事担当者まで申し出てほしいこと
 - ⑦ 障害者本人に対する公的支援策や企業による支援策

※ ⑦については、あわせて伝えることが望ましい。
- (4) 上記(1)または(2)の同意を得るにあたり、照会への回答、障害者手帳等の取得・提出、同意等を強要しないようにしてください。
- (5) 上記(1)及び(2)の同意を得るにあたっては、他の目的で個人情報を取得する際に、あわせて同意を得るようなことはしないでください。あくまで、助成金の申請時に、別途の手順を踏んで同意を得るようにしてください。

各種注意事項等

価格競争による費用の算出

受給資格認定時の支給対象費用（事前着手を行う場合は、申請時の支給対象費用見込額）が一定の額を超える場合、支給請求時の支給対象費用は、3社以上の見積り比較または一般（指名）競争入札を実施した結果により得られた最も低い額となります。この場合、支給請求時（事前着手を行う場合には、事前着手申出書の提出時）に関係書類（3社以上の見積書及び内訳が記載された明細書、または入札結果に係る書類）を添付していただきます。

対象施設設備等の設置・購入等の場合

- 支給対象費用が150万円以上1,000万円以下の場合
→ 3社以上からの見積り比較
- 支給対象費用が1,000万円を超える場合
→ 一般（指名）競争入札を実施

設備の賃借の場合（第2種作業施設設置等助成金）

- 賃借料の合計月額が、5万円以上30万円以下の場合
→ 3社以上からの見積り比較
- 賃借料の合計月額が、30万円を超える場合
→ 一般（指名）競争入札を実施

対象障害者等雇用継続義務期間

助成金受給後は、助成金の種類によって定められた期間（以下、「雇用継続義務期間」といいます。）、対象障害者等の雇用を継続する必要があります。

雇用継続義務期間内に対象障害者等を事業主都合で離職（解雇等）させた場合、助成金は全額返還していただきます。

対象障害者等が自己の都合により退職した場合は、退職後3か月以内に新たに対象障害者等となる者を雇用し、当該対象障害者等のために対象施設設備等を活用していなければ、助成金の一部を返還していただきます。

また、対象障害者等の変更や離職等がある場合は、助成金事業計画変更承認申請書（以下「変更申請書」といいます。）の提出が必要です。変更申請書の提出がなく、障害者の変更や離職等が発覚した場合は、支給した助成金を全額返還していただきますのでご注意ください。

なお、雇用継続義務期間内に対象施設設備等を売却した場合は、支給した助成金の全額を返還していただきます。売却額が支給対象費用を上回る場合は、当該上回った額に助成率を乗じて得た額を、支給した助成金の全額に加え、返還していただきます。

○ 雇用継続義務期間

助成金名	雇用継続義務期間	助成金名	雇用継続義務期間
障害者作業施設設置等助成金		重度障害者等通勤対策助成金	
第1種作業施設設置等助成金	2年	重度障害者等住宅の新築等助成金	5年
第2種作業施設設置等助成金	—	通勤用バスの購入助成金	2年
障害者福祉施設設置等助成金	1年	通勤用自動車の購入助成金	2年
重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金	5年		

対象施設設備等の使用義務期間

支給対象となった施設設備等については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）により定められた耐用年数の期間、対象障害者等のために活用していただくことが必要です。（以下、耐用年数が経過するまでの期間を「使用義務期間」といいます。）

この使用義務期間経過前に、対象障害者等が対象施設設備等を使用しなくなった場合（離職等による場合も含みます。）は、その旨を記載した変更申請書の提出が必要です。（この場合、支給した助成金の一部が返還となります。）

当該変更申請書の提出がなく、対象障害者等が対象施設設備等を使用しなくなった事実が発覚した場合は、支給した助成金を全額返還していただきますのでご注意ください。

なお、雇用継続義務期間経過後、使用義務期間経過前に対象施設設備等を売却した場合は、次のとおり支給した助成金を返還していただきます。

- ・売却について、事前に機構へ届出があった場合は、耐用年数に基づく残存価額または売却額のいずれか高い方の額に助成率を乗じて算出した額を返還していただきます。
- ・売却について、事前に機構へ届出がなかった場合は、支給した助成金全額を返還していただきます。

状況の確認

・障害者助成事業実施状況報告書の提出

助成金支給後、対象障害者等の雇用状況及び対象施設設備等の使用状況を確認するために、障害者助成事業実施状況報告書および添付書類（減価償却明細表、対象施設設備等の写真、走行距離メーターの写真、業務日誌等）を提出していただきます。

報告については、助成金の支給決定から1年後と雇用継続義務期間経過後の2回（障害者福祉施設設置等助成金については、支給決定から1年後の1回）行っていただきます。

お問い合わせ

☆助成金を受給するためには、助成金ごとに定められた要件を満たす必要があります。

助成金の詳しい内容につきましては、左記までお問い合わせください。

助成金について当機構ホームページでも情報提供しております。

(<http://www.jeed.or.jp/>)

(H25.3)